

髪を持ちて家に帰り、子の為に法事を備け、其の髪を笛に入れ、仏の像の前に置き、謹みて諷誦を詠ふ。母の慈深さが故に、惡逆の子に哀感ぶる心を垂れ、其の為に善を修ふ。誠に知る、不孝の罪の報はなはだ近し、惡逆の罪後の報無きにあらず、と。

力女拘力を試る縁 第四

聖武天皇の御世に、三野國片郡小川市に一の力女有り。為人大なり。名けて三野狐と為ふ是れ昔三野國の狐を母として生れし人の四緒の孫なり。力強きこと百人の力に當る。小川市の内に住み、己が力を恃み、往還の商人を凌駕けて、其の物を取りて業とする。時に尾張国愛智郡片輪里に一の力女有り。為人少し。是れ昔元氣寺に有りし道場法師の孫なり。其れ三野狐の人物を凌駕けて取ると聞きて、試むど念ひて、蛤五十軒を捕りて船に載せ、彼の市に泊つ。また儲けで熊葛の練縄二十段を副納む。時に狐來り、彼の蛤をみな取りて売らしむ。然うして問ひて言はく「何より来る女ぞ」といふ。蛤の主答へず。また問へども答へず。重ねて四端問ふ。すなはち答へて言はく「来る方を知らず」といふ。

狐礼無しと念ひ、打たむとして起ち依る。すなはち一手をもちて待ち捉り、葛韁を以ちて一遍打つ。韁に肉著く。また一の韁を取りて一遍打つ。韁に肉著く。十段の韁をもちて、打つに隨ひてみな肉著く。狐白して言さく「服はむ。犯せり。惶し」とまうす。是に狐の力に益ることを知る。蛤の主の女言はく「今より以後、此の市に在ること得され。もし強ひて住まば終に打ち殺さむ」といふ。狐打ち貶められて、其の市に住まず。人の物を奪はず。彼の市人抱みを安穩を悦ぶ。夫れ力人の支、世を繼ぎて絶えず。誠に知る、先の世に大なる力の因を殖ゑ今に此の力を得たり、と。

漢神の祟に依り牛を殺して祭りまた生を放つ善を修ひて現に善と悪との報を得る縁 第五

攝津国東生郡撫田村に、一の富める家長公有り。姓名詳ならず。聖武太上天皇の世に、彼の家長漢神の祟に依りて禱りて祀る。七年を限りて年ごとに殺し祀るに一の牛を以ちてす。合せて七頭を殺し、七年に祭り畢る。忽に重き病を得たり。また七年の間を逕て医薬方をもちて療せどもなほ愈えず。

みゆく人を引きあける描写を含み、イメージの結びつきがみられる。三不孝を描く上巻二十三縁に、「天知地知」として、やはり「天」が述べられていた。

一僧を謂じて仏事をおこなつたのであろう。

二中巻二十三縁に、死者の頭を轄宮に納め仏前に置いたこと述べられている。遺体あるいは遺体の一部分あるいは遺骨を管に納めて仏前に安置することが追善の儀式の一部分としておこなわれたか。

三追善のために、僧に誦經をねがつて布施する。

第四縁 上巻二縁、三縁、を承ける記述を含んでいる。今昔物語集・二十二ノ十七に書承。

四拘力は仏典にみえる語。たとえば大般涅槃經・如来性品。腕力を競う意に限定されない。五岐阜市。未詳。

下文より推せば長良川の沿岸に所在。本説話が上巻二縁に跨りつけられる。それはまた上巻二縁が道場法師にかかる説話に跨りつけられることでもある。六玄孫。曾孫(孫の子)の子。二上巻二縁には「是人強力多有」とあつた。先祖と同じ能力を有することになる。

七庄して打ち負かす。「凌シヘタク」(名義抄)。国会図書館本訓訳「繁ハ駒太計」。

八名古屋市中区。上巻三縁、中巻二十七縁、と同じ地。地名表記が異なる。依然資料の用字の反映か。九大きい者と小さい者とが争い、小さい者が勝利をおさめる、といいうのは日本世界に多くみられる説話の型。一四上巻三縁。この割注によつて本説話が上巻三縁に跨りつけられる。二五食用であろう。書紀・景行天皇五

十三年條に白蛤を膽にしているのが蛤を食用にしたわが國での初出例。二六「斛」は量の単位。一斛は十斗、一斗は十升。上巻三十一縁にみえる「石」と同一の量を示す単位である。本書で見る「石」の二とおりがみられるのが度量衡の大もののかは、各一例といいう例の少なさから判然としない。二七長良川を漕航したのであろう。

八和名抄「馬鞭草久米豆良」とみえる植物は現代でも同じくマツヅラと呼ばれている。武田祐吉は本説話の「熊葛」はそれとは別で「大生ききな蔓性植物」であるとし、諸注は武田説に追随するが、再考の必要がある。道場法師の孫女の体格を、武田説はじめ諸注は大きく考えすぎているをきらいがある。室町物語の小男の草子の主人公のように、一尺程度の身長と考えるべきではないだろうか。その程度の体格の女の持つ鞭としてマツヅラは不適当とはいえない。上巻三縁にみえる道場法師も伝説の人名タイラボボツチとイメージを重ねさせて理解する説はあるまいであろう。道場法師もおそらくは小さい体格の少年であろう。二八しなやかな彈性のある體。二九幡麾國風土記・安禾郡に御方(おほこ)黒裏の地名起源説話に「黒裏三条(さんじょう)」を述べる。

三十「黒萬(くろまつ)」と名義抄では「ツバラ」を数える助數詞が「かた」で数えてよいだろう。三一両手。万葉集・三二・三・言ハ「手(て)」。三三狐の体の肉が削ぎ落され、輦にその肉が着く。三三原文「服也、犯也」。中巻二十七縁にも降服する船人のことばばとして「犯也、服也」とみえる。三四打たれて鎮められる。「最」は職いをやめる意。三五「私」。三六「私」。三七「私」。三八「私」。三九「私」。三〇「先世殖大力因」の具体相は示されていな

惡逆子愛妻將殺母謀現報被惡死縁第二

吉志火麻呂者、武藏國多麻郡鴨里人也、火麻呂之母者、卑部真智也、聖武天皇御世、火麻呂、大伴名姓不分明、筑紫前守所点、心經二年、母隨子往、而相餌養、其婦者、留國守家、時火麻呂、離己妻去、不昇妻愛、而發逆謀、思殺我母、遭其喪服、免役而還、与妻俱居、母之自性、行善為心、子語母言、東方山中、七日奉說法花經有大会、率母聞之、母所欺、念將聞經免心、洗湯淨身、俱至山中、予以牛目毗母而言、汝地長跪、母瞻子面、而答之曰、何故然言、若汝託鬼耶、子拔橫刀、將殺母頸、母即子前長跪而言、殖木之志、為得彼葉、並隱其影、養子之志、為得子力、并被子養、如恃樹漏雨、何吾子違思、今在異心耶、子遂不聽、時母侘祭、著身脫衣、置於三处、子前長跪、遺言而言、為我詠裏、以一衣者、我兄男汝得之也、一衣者、贈我中男貺也、一衣者、贈我弟男貺也、逆子步前、將殺母頸之頸、裂地而陷、母即起前、抱子髮、仰天哭願、吾子者、託物為事、非實現心、願免罪貺、猶取髮留子、終陷也、慈母持髮歸家、為子備法事、其髮入管、置仏像前、謹請飄誦矣、母慈深故、於惡逆子、垂哀愍心、為其修善、誠知、不孝罪報甚近、惡逆之罪、非無彼報矣、

- 1 早(来国)
- 2 習(来国)
- 3 作(来国)
- 4 子(来国)ナシ
- 5 而(来国)ナシ
- 6 母頸母(来国)母々
- 7 頭之頸(来)一頭之
- 8 笈(来)一笞
- 9 深(来国)一深深
- 10 無(来国)一無無

力女擒力試縁第四

聖武天皇御世、三野國片栗郡小川市、有一力女、為人大也、名為三野狐、是昔三野國為母生人之四繼孫也、力強當百人力、住小川市内、恃己力、凌弊於往還商人、而取其物為業、時尾張國愛智郡片輪里、有一力女、為人少也是昔有元興寺、遭場法師之孫也、其聞三野狐凌弊於人物、而取、念試之、始捕五十斛載船、泊彼市也、亦儲備副納熊葛練韃廿段、時狐來、彼始皆取令充、然問之言、自何來女、蛤主不答、亦問不答、重四逼問、乃答之言、來方不知、狐念無禮、打起依、即一手持捉、葛韃以一逼打之、韃著肉、亦取一韃、一逼打之、韃著肉、十段韃、隨打皆著肉、孤白之言、服也、犯也、惶也、於是知益於狐之力也、蛤主女言、自今已後、在此市不得、若強住者、終打殺也、狐所打戰、不住其市、不奪人物、彼市人皆悅安穩、夫力人支、繼世不絕、誠知、先世殖大力因、今得此力矣、

- 1 小(来国)少
- 2 一力(来国)一方
- 3 小(来国)少
- 4 郡(来)一群
- 5 一力(来)一方
- 6 捕(来国)一桶
- 7 蛤(来国)一解
- 8 之(来国)々
- 9 之(来国)々
- 10 益(来国)蓋
- 11 文一爻

依漢神崇殺生而祭又修放生善以現得善惠報縁第五

攝津國東生郡撫田村、有一富家長公、姓名未詳也、聖武太上天皇之世、彼家長、依漢神崇、而齋之祀、限于七年、每年殺祀之以牛、合殺七頭、七年祭畢、忽得重病、又逕七年間、医藥方療、猶不愈、喚集卜者、而祓祈禱、亦弥增病、於茲患之、我得重病、由殺生業故、自臥病年已來、每月不歇、大節受齋戒、修放生業、見他殺含生之類、不論而贖、又遣八方、訪買生物而放、迄七年頃、臨命終時、語妻子曰、我

- 1 合(国)貪
- 2 訪(来国)ナシ
- 3 噴(来)ナシ

死之後、十九日置之冥燒、妻子置之、猶待期日、唯歷九日、還蘇而語、有七人非人、牛頭人身、我髮繫繩、捉之竄往、見之前路、有樓閣宮、問是何宮、非人惡眼睡臥、而逼之言、急往、入于宮門、而自召之、吾自知之閻羅王也、王問言、斯是殺汝之讐、答曰當是、則體肌骨少刀持出白、急判許、加殺我賊、儻而敵之、時千万余人、勃然出來、解繩繩、曰、非此人咎、所崇鬼神、為祀殺害、爰余居中、而七非人、与千万余人、每日訴訟、如水火、閻羅王判斷之、不定是非、々人猶強白言、明知、是人作主、截我四足、祀廟乞、賊贍食肴、今如切矣、猶欲屠咱、千万余人、亦白、王曰、我等委曲、知非此人咎、識鬼神咎、王自思惟、理就多證、經八日已、其夕告詔、參向明日、奉詔而罷、九日集會、閻羅王、即告之言、大分理判、由多數證、故就多數、判許已訖、七牛聞之、嘗舌飲睡、切膾為効、歟六為効、慷慨捧刀、而建各言、不報怨哉、我曾不忘、猶後報之、千万余人、衛繞於我、左右前後、自王宮出、乘輦而荷、擎幡而導、讚嘆以送、長跪禮拜、彼衆人皆、作一色容、爰吾問曰、仁者誰人、答、我等是汝貪放生、不忘彼恩、故今報耳、自閻羅國還甦、增發誓願、從此已後、效不祀神、歸信三寶、己家立幢、成寺安佛、修法放生、從此已後、号曰那天堂矣、終無病、春秋九十余歲而死也、如鼻奈耶經說、迦留陀夷、昔作天祀主、由殺一半、今雖作羅漢、而後得怨報、於婆羅門之妻所殺云々、如最勝王經說、流水長者、放十千魚、々生天上、以珊瑚珠、現報流水者、其斯謂之矣、

4 間(國)一門

5 白(國)一白

6 拆(米國)一利

7 贈(米國)一贈

8 実(米傍書「ナマス」)一兒

9 人(米國)一ナシ

10 宋一完

11 刀一力完

12 曾(米國)一当

13 酒(米國)一獨

14 豐(米國)一拳

答(米)一若

15 袋(米)一李那

16 冊(米國)一升

17 者(米)一長者

至誠心奉写法華經有驗示異事縁第六

聖武天皇御代、山背国相模郡、有発願人、姓名未詳也、為報四恩、奉写法華經、為納大乘、遣使四方、求白檀紫檀、乃得諸藥京、以錢百貫而買、喚工巧人、規令造函、以奉納、經、々長函短、納經不得、檀越大悔、又訪無由、故發誓願、依經作法、屈請衆僧、限二七日、悔過哭口、亦令得木、歷二七日、請經試納、函自少延、垂不得納、檀越增加、精進悔過、歷二七日、納乃得納、於是奇異疑惑、若經短矣、若延函矣、即請本經、与新經以均量之、猶侔不失、誠知、示於大乘不思議力、試于願主至深信心、更不可疑也、

1 謹(來)一祥

2 檀(來)一檀

3 木(來)一未

4 延函(來函延)一函若延函

1 連(來)一速

2 聰(來)一聰

3 繼(來)一說

4 子(來)一ナシ

5 姑(來)一姑之

6 訣(來)一非